



韓国における自然遺産の現況及び最近の動向 —天然記念物・名勝—

李 偉樹（大韓民国：前・国立文化財研究所／自然文化財研究室長）

1. 序

韓国の自然文化財保護制度は、1962年1月に「文化財保護法」が制定され、これに基づき98件の天然記念物が指定されることから始まった。当時韓国には自然保護に関するいかなる制度も存在せず、このため天然記念物は韓国の自然保護の代名詞となり、生物学・地質学等の自然科学者が中心となり生物学的又は地質学的価値に重点を置いて天然記念物を指定した。彼らは文化財保護の大命題のもと、国家による厳重な保存を追求した。当時文化財保護法は、文化財の保護に関連する場合に他の法律よりも最優先的に適用される特別法的な権威を持っていた。その権威は、例えば文化財委員会が審議する文化財指定区域内の現状変更行為の結果について、政府内のいかなる権力も侵害できないほどの威力を持っていた。

しかし、1990年代に環境汚染が深刻化し、これにより自然保護の重要性への認識が増した社会的ムードもあって、保健社会部環境局が環境庁、さらには環境部へ昇格するに至った。この頃環境部の官僚や市民運動家は、自然保護関連業務を環境部に一元化すべきとの議論を展開し、天然記念物も自然保護の観点から環境部に移管すべきと主張して、その後10年余りの間、社会的争点となった。結果的に天然記念物と名勝については、文化財としての存在価値が社会的に認められ文化財庁の所管業務として残ることとなったが、環境関連の法律による影響から、各種法律の制定・改定時に文化財の上位法的な概念を認めまいとする試みが現在まで続いている。

環境部との論争は、自然文化財についてのいくつかの重要な課題を残した。第一に、天然記念物や名勝として扱われる自然物が果たして文化財であるのかという疑問があり、これについての制度的改善が必要との認識が関連公務員や専門家の間に広がった。

第二に、これまで天然記念物と名勝についての政策は、指定及び毀損防止のための規制が中心であるのみで、科学的な調査研究に基づく管理政策は行われなかった。環境関連の専門家達はこの点を集中的に攻撃し、天然記念物と名勝の科学的管理政策を策定することが重要

な問題として浮上した。

第三に、過去の権威的な指定と保護政策から脱却し、環境部及びその他関連部署との協力を図り、国民の参加と共感を極大化させる政策の必要性に迫られた。初期の文化財保存政策においては私有財産権についての規制は大きな問題とならなかったが、社会的認識の変化に伴い、私有財産権の損失に対する国民的共感そして国民参加なくしては文化財保存政策の施行が困難となり、関連各省庁の反対意見も取り入れなければならない状況となった。

2000年代に入り、上述したような諸問題を解決するための様々な試みが続けられている。天然記念物及び名勝に関する政策において、国民の被害を最小化し、住民参加を促す取り組みがなされており、他省庁との業務遂行上の差別化を図るべく努められている。このほか「文化財の不法輸出入及び所有権譲渡の禁止に関する条約」及び「世界遺産条約」等、国際的な趨勢に合致すべく自然文化財の制度を改善しようとの動きが活発化している。

2. 自然文化財の類型と指定状況

韓国において現在使われている自然文化財という用語は法的な概念ではなく、天然記念物と名勝を通称する用語として理解されている（表－2）。文化財保護法は、有形文化財、無形文化財、記念物、民俗資料として文化財を区分しており（表－1）、天然記念物と名勝は史跡と共に記念物の範疇に属する。

韓国における天然記念物は、1990年代初頭まで生物・地質・動物等の分野において文化・歴史等の人文的価値よりも自然科学的価値を優先して指定されてきたが、環境保全分野の領域が拡張されて以降、人文的価値が重要な価値として浮上した。韓国の天然記念物は現在419件指定されており、分野別の指定状況は表－3のとおりである。

名勝は2000年代以前までほとんど注目されることなく、その指定件数も9件に過ぎなかった。それまで文化財庁では、天然記念物の指定や管理についても、極めて貧弱な行政人材構造により、国家的な名勝政策の策定さえ不可能な状態にあった。また、文化財委員会にも景観

表－１．文化財の種類

有形文化財	建造物、典籍、書籍、古文書、絵画、彫刻、工芸品等
無形文化財	演劇、音楽、舞踊、工芸技術等の無形遺産
記念物	史跡：寺跡、古墳、貝塚、城跡、窯跡、遺物包含層等
	天然記念物：動物、植物、鉱物、地質、天然保護区域、自然現象等
	名勝：伝統景観及び自然景観
民俗資料	衣食住、生業、信仰、風俗、慣習、衣服、器具、家屋等国民生活の推移を理解できるもの。

表－２．自然文化財の種類

国家指定文化財		市・道指定文化財		埋蔵文化財	
天然記念物	名勝	市・道記念物	文化財資料	古生物資料	天然洞窟

表－３．天然記念物の指定状況（2011年8月17日現在）

植 物					動 物										地 質				天然保護区域			計
老巨樹	樹林地	希少植物	自生地	分布限界地	棲息地	渡来地	繁殖地	鳥類	哺乳類	魚類	昆虫類	爬虫類	海洋動物	飼育動物	地形・地質	化石	天然洞窟	岩石	山岳	海洋	島嶼	
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2	5	
259					76										73				11			419

表－４．名勝の指定状況（2011年8月17日現在）

歴史・文化景観	渓谷・瀑布景観	海岸景観	山岳景観	水界	島嶼	火山	河川	植生	計
36	11	9	8	5	4	3	2	2	80

表－５．天然記念物の性格別分類（2011年8月17日現在）

文化歷史 天然記念物					生物科学 天然記念物							地球科学 天然記念物					天然保護区域		計
宗教性	民俗性	生活性	歴史性	記念性	分類学	分布学	遺伝学	生物相	特殊性	代表性	珍貴性	生物史	古生物	地質史	天然洞窟	自然現象	文化＋自然	自然科学	419
19	82	43	11	35	4	45	17	28	3	17	22	7	20	36	18	1	7	4	

に関する専門家がほぼ皆無で、関連各界においては名勝に対する関心が向けられることなく放置されていた。名勝は「史跡及び名勝」という名称で括られ、主に考古学・史学・古建築等に対する関心が高く、景観的要素は付加的なものとしてのみ扱われた。

2000年代に至り、名勝については指定のための全国的な基礎調査が実施され、指定基準を再整備する中で

「史跡及び名勝」を「史跡」と「名勝」とに分離した。

このように名勝の指定と管理を単一化することで専門家による参加の幅を拡げ、国民的な関心を高めた。その後、名勝の指定件数は毎年急増し、韓国的景観の保存という命題として推進された。

2011年8月現在、韓国の名勝は80件が指定されており、指定状況は表－４のとおりである。

3. 自然文化財の指定基準

(1) 天然記念物

韓国の天然記念物に指定された動物と植物は、1962年から1990年代初めまで生物学的価値、希少性、絶滅危機等の価値が優先視され指定された。しかし、1990年代中頃以降、環境保全の重要性が浮き彫りになり、環境部が設立される中で環境部の公務員や市民団体が天然記念物を環境関連分野に含めるべきと強く主張し、その後長期間にわたって論争が繰り返された。2006年度に至りようやく天然記念物を文化財として管理するのが妥当であるとの国レベルでの合意がなされた。

このような長期に及ぶ論争を経て、山林庁所管の絶滅危機に瀕する野生動植物に関する管理は環境部が担当することとなったが、文化財庁による天然記念物と環境部による絶滅危機野生動植物の指定が重複する問題は、今なお課題となっている。文化財庁ではこれら重複指定の問題を解決すべく多くの議論を重ね、その結果として絶滅危機と関連のない科学的な記念性を有するものや文化・歴史的な記念性を有するものを天然記念物に指定することで、環境部との重複指定の問題を解決すべく努めており、表-5のように分類方法の変更も試されている。

また、天然記念物の地質分野は、これまで洞窟・化石・岩石等、一部の分野について極めて少ない件数が指定されるのみで、国民的な関心を引くことができず、国家政策としても関心を得られなかった。これは文化財の指定基準がかなり曖昧に規定され、文化財担当者や国民の地質遺産に対する理解度が低かったことによる。文化財庁は2006年に地質文化財の指定基準を具体化し、明確に改正して地質文化財の指定を活性化させるべく努めている。

■韓国における天然記念物の指定基準

1. 動物

- ア. 韓国特有の動物として広く知られたもの及びその棲息地・繁殖地
- イ. 石灰岩地帯・砂丘・洞窟・乾燥地・湿地・河川・滝・温泉・河口・島等、特殊な環境で成長する特有の動物又は動物群及びその棲息地・繁殖地・渡来地
- ウ. 生活・民俗・衣食住・信仰等文化と関連して保存を要する希少動物及びその棲息地・繁殖地
- エ. 韓国特有の畜養動物とその産地
- オ. 韓国特有の科学的・学術的価値を有する固有の動物や動物群及びその棲息地・繁殖地等
- カ. 分布範囲が限られる固有の動物や動物群及びその棲息地・繁殖地等

2. 植物

- ア. 韓国の自生植物として広く知られたもの及びその生育地
- イ. 石灰岩地帯・砂丘・洞窟・乾燥地・湿地・河川・湖・沼・滝・温泉・河口・島嶼等の特殊地域や特殊環境で育つ植物・植物群・植物群落又は森
- ウ. 文化・民俗・観賞・科学等に関連する希少な植物であって、その保存を要するもの及びその生育地・自生地
- エ. 生活文化等に関連して価値が高い人工樹林地
- オ. 文化・科学・景観・学術的価値が高い樹林、名木、老巨樹、奇形木
- カ. 代表的な原始林・高山植物地帯又は希少な植物相
- キ. 植物分布の境界となる場所
- ク. 生活・民俗・衣食住・信仰等に関連する有用植物又は生育地
- ケ. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第2条による自然遺産に該当する場所

3. 地質・鉱物

- ア. 地殻の形成に関連し、又は韓半島の地質系統を代表する岩石と地質構造の重要分布地と地質境界線
 - 1) プレート移動の証拠となる地質構造や岩石
 - 2) 地球内部の構成物質と解釈できる岩石が産出される分布地
 - 3) 各地質時代を代表する典型的露頭とその分布地
 - 4) 韓半島の地質系統の典型的な地質境界線
- イ. 地質時代と生物の歴史解釈に関連する主な化石とその産地
 - 1) 各地質時代を代表する標準化石とその産地
 - 2) 地質時代の堆積環境を解釈する上で重要な示相化石とその産地
 - 3) 新属又は新種として報告された化石のうち保存価値のある化石の模式標本とその産地
 - 4) 多様な化石が産出される化石の産地又はその他学術的価値の高い化石とその産地
- ウ. 韓半島の地質の現象を解釈する上で重要な地質構造・堆積構造と岩石
 - 1) 地質構造：褶曲、段層、貫入、不整合、柱状節理等
 - 2) 堆積構造：漣痕、乾裂、斜層理、雨痕等
 - 3) その他特異な構造の岩石：枕状溶岩（Pillow lava）、魚卵岩（Oolite）、球状構造や球果状の構造を有する岩石等
- エ. 学術的価値の高い自然地形
 - 1) 構造運動により形成された地形：高位平坦面、海岸段丘、河岸段丘、滝等

- 2) 火山活動により形成された地形：単成火山、火口、カルデラ (Caldera)、寄生火山、火山洞窟、環状複合岩体等
 - 3) 侵蝕及び堆積作用により形成された地形：砂丘、海浜、干潟、陸繋島、蛇行川、潟湖、カルスト地形、石灰洞窟、甌穴 (Pothole)、侵蝕盆地、峡谷、海蝕崖、扇状地、三角洲、砂洲等
 - 4) 風化作用と関連する地形：岩塔 (Tor)、タフォニ (Tafoni)、岩塊流等
 - 5) その他韓国の地形の現象を代表する典型的な地形
- オ. その他学術的価値の高い地表・地質の現象
- 1) 氷穴、風穴
 - 2) 泉：温泉、冷泉、鉱泉
 - 3) 特異な海洋現象等

4. 天然保護区域

- ア. 保護すべき天然記念物が豊富又は多様な生物・地球科学・文化・歴史・景観的特性を有する代表的な一定の区域
- イ. 地球の主な進化段階を代表する一定の区域
- ウ. 重要な地質学的過程、生物学的進化及び人間と自然の相互作用を代表する一定の区域

5. 自然現象

観賞的・科学的・教育的価値が顕著なもの

(2) 名勝

韓国の名勝は、1970年度に初めて指定されて以降2000年度までその数が9件に過ぎず、国家政策上の位置付けは皆無であった。文化財庁は2001年度全国名勝目録作成のための基礎調査を初めて実施し、この調査に基づき名勝指定基準をあらためて定めると同時に名勝の指定を積極的に推し進め、2011年現在、全国の名勝の指定件数は80件に達している。

■韓国における名勝の指定基準

1. 自然景観の優れた山岳・丘陵・高原・平原・火山・河川・海岸・河岸・島等
2. 動物・植物の棲息地で景観の優れた場所
 - ア. 美しい植物の有名な群落地
 - イ. 審美的価値の優れた動物の有名な棲息地
3. 有名な景観の展望地点
 - ア. 日の出・日の入り及び海岸・山岳・河川等の景観眺望地点

- イ. あずまや・楼等の造形物又は自然物からなる眺望地として村・都市・伝統遺跡等を眺望できる有名な場所
4. 歴史文化景観の価値の優れた名山、峡谷、海峡、岬、急流、深淵、滝、湖沼、砂丘、河川の発源地、洞天、台、岩石、洞窟等
5. 有名な建物又は庭園及び重要な伝説地等であって、宗教・教育・生活・レジャー等に関連する景勝地
 - ア. 庭園、園林、池、貯水池、耕作地、堤防、港、旧道等
 - イ. 歴史・文学・口伝等によって伝わる有名な伝説地
6. 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第2条による自然遺産に該当する場所のうち、観賞又は自然の美観的に著しい価値を有するもの

4. 韓国の自然文化財をめぐる懸案

(1) 「文化財」用語についての議論

文化財保護法は、天然記念物と名勝を法の制定当時から文化財に含めて保護・管理してきた。しかし、環境論者は、文化財は文化的産物であるとの認識に立ち、1990年代中頃から2000年代中頃まで天然記念物と名勝のような自然物は文化財よりは「環境財」の概念として扱うのが妥当であると主張した。結果的に、天然記念物と名勝は、多くの社会的議論を経て、文化財として管理するのが妥当であり世界的な趨勢とも合致するとの論理が説得力を得るようになった。

しかしながら、天然記念物及び名勝関連の専門家達は、自然物を「文化財」と呼称することに一部不適切な側面もある点を認め、そのような不適切性が文化財政策の発展の妨げになるとの判断から、環境財と区分する用語を定める必要があると主張している。これにより「文化財」を文化遺産と自然遺産を含む「国家遺産」という用語に変更するよう求め、文化財庁は優先的に文化財の名称を「Cultural property」から「Cultural heritage」に変更し、財貨としての概念が強い「文化財 (Cultural property)」という用語を「遺産 (Heritage)」の概念に変更することで、天然記念物と名勝のような自然遺産を含め、「世界遺産条約」等の国際的な趨勢に合致する「Heritage」政策を推進している。

(2) 国家政策としての位置付け

現在、韓国の国家指定文化財である天然記念物と名勝は、文化財保護法の指定基準さえ満たしておらず、市・道文化財の指定も活発ではない。したがって全体としての自然文化財の指定件数は極めて少なく、国民的関心が

低く、国家政策として占める位置も低いのが実情である。指定件数が少ない理由は次のとおりである。

第一に、天然記念物と名勝の指定基準が明確でないため、国民的な関心を低下させている。自然文化財の指定基準が広範囲かつ包括的であるため、担当公務員だけでなく関連の専門家達もどのようなものが自然文化財の対象となるのか明確には理解できておらず、素晴らしい自然文化財資源があってもこれを文化財として認識できない結果を招いている。文化財庁は自然文化財の指定基準を明確にすべく法律改正を継続的に進めており、このような努力により、現在、地質と名勝分野においては多大な成果が得られている。また、動物と植物の分野においては文化的・科学的背景を強化した指定基準が含まれるようになった。

第二に、地方自治体の文化財担当は行政職又は建築関連技術職が担当している場合が多く、自然文化財についての理解度が低いという点がある。さらに循環補職制による頻繁な人事異動により各担当者が自然文化財について理解を深める時間がなく、これを補完できる制度的仕組みもなかった。これを受け文化財庁は、2000年代初めから地方自治体の文化財担当者達の非専門性を補完すべく、各市・道に自然文化財関連の市・道文化財委員会の設置を奨励しており、市・道文化財委員会では市・道記念物の指定を活発化させ、国及び地域の自然文化財指定件数を拡大させており、自然文化財に対する市民の関心を高める役割を果たしている。

第三に、ほとんどの文化財委員会委員は、天然記念物を環境的・生物的側面からのみ理解し文化的要素を考慮しない専門家らで構成されており、天然記念物及び名勝の指定の多様性を損ねる要因となっている。このため文化財庁は、自然文化財の指定基準を細分化し、文化・歴史・自然史を含む遺産概念の指定基準を強化し、観光・歴史・地理学等の様々な分野の専門家達が文化財委員会に含まれるようにした。これにより自然文化財の分野が多様化し、指定件数が拡大する結果をもたらした。文化・歴史分野の導入は、生物中心の環境政策との差別化がなされ、省庁間の摩擦を最小化し、国家政策としての位置付けを確保する上で一助となった。

(3) 住民及び地方自治体による参加と活用政策の強化

韓国では、1980年代初めまで全国土の開発が本格的に進まず、文化財の指定による私有財産の侵害は大きな問題にならなかった。しかし、地方自治体の権限が強化され、都市産業化が活発となる中で私有財産の侵害に対する国民的な反発が高まり、2000年代初め以降、私有財産の侵害を伴う文化財の指定はほぼ不可能となった。



図－1. 春川オルミ村の森の文化財指定に対する住民反発

それまで韓国の文化財保存は絶対保存という概念で管理され、都市産業化が活発でなかった頃は住民の反対がほとんどなかった。しかし、都市産業化が進み、私有財産の価値が上昇し、開発利益に対する期待が増すにつれ、天然記念物や名勝だけでなく、あらゆる文化財の指定時に利害関係者の敵対的な反発を招くこととなった。文化財担当者らは住民による嘆願を憂慮して指定することを避け、また、地方自治体の各種開発計画を意識して指定を妨害するケースまで発生するようになった。この流れから、自然文化財についての政策は、絶対規制の政策から住民が恩恵を受ける政策への転換なくては自然文化財の保存そのものが困難な環境となった。それ以前は、国が自然文化財を指定する際、財産権に関係なく指定できていたが、現在は、文化財の指定時に私有財産権を保護するため土地を買収又は各種のサービス施設を設置する等、利害関係者の同意を得る努力がなされている。あわせて、自然文化財の指定管理時に地域住民に利益をもたらす事業計画の策定、観光要素の開発等、各種住民支援事業を実施して地域住民による活用及び支持を高めるべく努力している。一例として、名勝に指定された南海郡の棚田村では指定当時、住民による強い反対があったが、棚田を維持する事業を住民が直接行うことで住民に恩恵がもたらされるようにし、各種生産品の販売及び観光事業等を支援することで、住民の誇りを高め文化財指定に対する不満を解消した。

(4) 国家自然遺産保存のための研究体系の構築

韓国では、天然記念物と名勝が文化財に指定されはじめた1962年以降、40年余りの間、自然遺産についての調査・研究を行える機関が存在せず、自然文化財の科学的な管理が不可能であった。1990年代中頃以降、天然記念物と名勝についての社会的条件の変化により天然記



図ー2. 大田市に所在する天然記念物センター

念物と名勝の科学的・体系的な管理政策の策定が必要となった。これを受け文化財庁は2006年4月、国立文化財研究所内に自然文化財研究室を設立し、天然記念物センターを運営することとした。

天然記念物センターは全国の天然記念物と名勝を調査研究し、自然遺産についての国民向けPR、展示、教育プログラム等を運営し、国家指定文化財と市・道指定文化財の管理に必要な各資料を提供している。

天然記念物センターでは地方自治体による協力のもと全国の天然記念物に指定された動物の死体を収集しており、獣医科学研究所、大学研究所等と協力して各種自然遺産関連の研究を行っている。

また、化石等の地質分野研究の結果物や各種工事の過程で発見された化石も埋蔵文化財保護法の規定により収集しており、これらは天然記念物センターの研究資料及び展示資料として活用されている。

天然記念物センターは現在24名の研究員と13名の施設管理要員、27名のボランティアスタッフによって運営されており、今後国立自然遺産研究所に特化して文化財庁の自然遺産政策研究機関として発展させるべく計画が進められている。

5. むすび

韓国の初期自然文化財は主に生物学的な価値、絶滅危機についての現状、自然科学的価値により指定されてきたが、1994年の環境部設立等政府機能の変化もあり、現在は自然の記念物、原生的文化遺産、歴史の実証物、自然史の証拠物、郷土的象徴物、生物学的・文化的代表性等、科学的・人文学的に学術価値の高いものを対象に保存するための努力がなされている。

韓国の天然記念物と名勝の性格は次のとおり定義され、環境的概念の自然物と差別化されている。

- 一、感歎と驚異の対象であって、自然の記念物である。
- 二、民族文化及び精神生活の母体である。
- 三、祖先の生活の様子がうかがえる歴史の実証物である。
- 四、地球の生成過程等自然史を解き明かす証拠物である。
- 五、住民の故郷への郷愁を呼び覚ます郷土的象徴物である。
- 六、地域的象徴性を有し、自然科学と文化的代表性を有している。

現在、韓国における自然遺産保存の目標は、文化・教育・科学等の文化及び自然史資料の保存、自然文化財を通じた文化享受の機会拡充、伝統景観の保存による国土景観の特性化及び活用基盤の構築、自然文化財関連専門分野の学問的な発展促進、伝統文化生物資源の保存及び活用基盤の構築に置かれている。

また、管理政策においては、規制一辺倒であった過去の政策から脱却し、全国の自然遺産についての研究を強化し、住民及び地方自治体によるより多くの参加を促し、自然遺産の保存に対する国民的な共感の輪を広げる方向で管理政策を策定している。

例えば、天然記念物に指定された老巨樹は伝統的に住民の生活と共にあった文化要素であるが、文化財に指定された瞬間から住民から隔離される結果を招いてきた。これは住民から文化財を隔離させ、住民に誇りはおろか、むしろ思いもよらぬ負担となって文化財指定に対する住民の激しい反発だけを招いた。これに対し文化財庁は、老巨樹の周辺を町の公園として整備するなど、町の整備事業を支援する等住民の心が天然記念物から離れないよう絶えず努力を傾けている。これは、政策担当者達が、国民の支持を得られない文化財は、結局、国の遺産になり得ないという哲学的基盤に立ちかえり、発想の転換を図ったことによるものである。

【参考文献】

- 1) 文化財庁 (2011): 天然記念物指定現況
- 2) 文化財保護法訓令 (2009): 天然記念物の老巨樹とその保存管理指針
- 3) 李偉樹 (2009): 韓国名勝の現況と展望; 『国際学術シンポジウム〈名勝の現況と展望〉資料集』, (韓国) 国立文化財研究所, p.p.291-320